

閲覧用

令和6年 第9回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年9月4日
神埼市農業委員会

令和6年 第9回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年9月4日（水）午前9時30分開催

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 名

傍聴人 名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員		
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

11番 島崎元次委員 12番 田中郁英委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく神埼

市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1 件
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和
4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づく神埼
市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 6 件
議案第 5 号 非農地通知の発出について 2 件

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について
3 件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

（開会）

事務局長

皆様、おはようございます。

本日も大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本会におきましては、継続して感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行にご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和 6 年 第 9 回神埼市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会 長

皆様、おはようございます。 本日も大変お忙しい中にご出席いただきありがとうございます。

いつも言っておりますが、感染症や体調管理には十分気をつけていただいて、皆さんそれぞれに地区でご活躍いただきたいと思います

それでは、只今より令和 6 年 第 9 回 神埼市農業委員会総会を開会します。

（総会の成立）

事務局長

本日の出席委員は現在 1 1 名です。

1 3 番 吉浦副会長より、遅刻する旨のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、11番 島崎委員、12番 田中委員を指名します。
よろしくをお願いします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、5議案の 15件です。

報告は、報告第1号の 3件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いします。

(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
申請番号1番、申請地の所在は、神埼町姉川 字〇〇 〇〇番〇〇の田
1筆の 475㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のと
おりです。

権利の内容は使用貸借権の設定で、農地区分につきましては、鉄道の駅
から500mの距離にあることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが
困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金につ
いては融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、
周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見
をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容
を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周
囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますの
で問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、許可する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号2番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は、神埼町姉川 字〇〇 〇〇番〇〇の田
1筆 831㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のと
おりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良
事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、申請に係る土地の周辺に居住する
者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判
断します。

位置図などにつきましては、5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金につ
いては残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、
周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員のご意見
をお願いします。

委 員 【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容
を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周
囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますの
で問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 1 号 申請番号 3 番の申請者の入室を確認する)

(議案第 1 号 農地法第 5 条関係)

議 長

議案書の 2 ページをお願いします。

申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 号、申請番号 3 番を議案書により説明】

申請番号 3 番、申請地の所在は、神埼町城原 字〇〇 〇〇番〇〇の外 3 筆の、計 田 4 筆の合計 5, 8 6 9 m²であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

今回の申請につきましては、一時転用の申請となっており、転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は賃借権の設定で、農地区分につきましては、農用地区域内農地であり、転用許可基準につきましては、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものに該当します。

位置図などにつきましては、7 ページと 8 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については予算の議決書の写しがあり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号 3 番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出してください。ありがとうございました。

(申請者の退出を確認する)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の9ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番は、持分4分の1ずつの4名共有の農地において、そのうちの一人が他の者に持分を譲り渡すものであります。位置図は10ページに添付しております。

2番は、宅地を購入した者が、宅地に隣接する農地を譲り受け、家庭菜園として営農するものであります。位置図は11ページに添付してお

ります。

3番は、農事組合法人の構成員が、自分の畑に隣接する畑を譲り受けるものであります。位置図は12ページに添付しております。

いずれも許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

所有権移転の場合は農業委員会の許可が必要と分かりますが、相続の場合は許可が要らないと思っていましたが、申請1番は必要なんですか。

事務局

補足します。申請1番は相続ではなく持分の移転になるので許可案件となります。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の13ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく

神埼市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書は左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1番につきましては、申出があった農振・農用地区域内の農地について、同地域の認定農業者を買い受け予定者として売買調整が成立したもので、今回は譲り渡し人より佐賀県農業公社が農地を一時買入れるものであります。

位置図は14ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委員

農地売買等事業ですけど、売買価格が安いかなと思いますけど、この事業を使うとある程度高い金額でないといけないような思いがありました。が機構はこれでいいと言っているんですかね。

委員

この件に関わった委員として申しますが、この農地がこれまでアスパラハウスでしたので、水田で耕作するまでにどのくらい労力がかかるかわかりませんし、暗渠排水工もこれからなされるし、そしてハウス資材の残存物等がまだ出てくるかもしれないので、調整過程でその辺もお互い十分考慮されたものでございます。

委員

そういうことですね。たしかにアスパラでは相当肥料を入れてあるので通常だったら稲が倒れてしまいますね。でも水持ちはいいと思いますが。

委員

それが、この農地の一帯はもう砂地になるので代掻きを丁寧にしなければなりません。

委 員

それはそうですね。 それでも水田として引き受けたいということなので、有効な事業を使ったりして圃場を整えて頑張ってもらいたいですね。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 3 号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第 4 号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第 4 号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1 ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書の総括表を基に説明】

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書 1 ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規 1 件、再設定 1 件の計 2 件の、内訳は、田 3 筆の 3, 6 6 5 m²

千代田町、新規 1 件、再設定 3 件の計 4 件の、内訳は、田 1 1 筆の 2

1, 193 m²

神埼市の合計は6件の、内訳は、田14筆の 24, 858 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

これから審議となりますが、今回は、神埼町および千代田町の 新規、再設定の申し出が、いずれも1件か数件であります。

そこで、町ごとに新規、再設定の申し出を一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(同意を得る)

議 長

ご同意いただきましたので、今回は、町ごとに新規、再設定の申し出を一括して審議します。

議 長

議案書2ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規および再設定の申し出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページおよび3ページの、神埼町新規および再設定の申出について説明いたします。

議案書は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸し付け人、借り受け人、利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、2ページの新規につきましては、田2筆の 2, 332 m²。3ページの再設定につきましては、田1筆の 1, 333 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

申し出の中で「期間借地」とあるのはどのような設定でしょうか。

事務局

この申し出では、表作の後の麦作付、裏作の分を利用権設定されるものです。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書4ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規および再設定の申し出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書4ページおよび5ページからの、千代田町新規および再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、4ページの新規につきましては、田1筆の 2, 5 4 9 m²。再設定につきましては6ページになります、田10筆の 1 8, 6 4 4 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

再設定の1番と2番は借り手を変更されて再度設定されるものですね。先日私はお話を伺っていました。

事務局

はい、この後の報告事項でご紹介する予定ですが合意解約の届出がなされております。そして再設定をなされております。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案第5号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地所有者などより非農地化の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や再度の現地確認により非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものでございます。

議案書は左から、土地の所在、地番、地目、面積、遊休農地の区分、現地確認の状況、所有者（申請者）となっております。

今回は、2件ありまして、合計は2ページになります、田6筆と畑8筆の 14,409.69㎡であります。

再度の現地確認により、現況が山林、原野化した荒廃農地であると判断いたしました。

3ページ以降は資料として、申請ごとに、申請地の位置図と現地確認の状況写真を添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(委員より現地調査の実施内容について問合せあり。今回事務局が行

った現地確認の状況を報告する。 実際は荒廃農地にたどり着くまでの行程が大変だったことやタブレットが通信圏外であったことなどを報告すると、タブレット活用による現地調査において通信エリア外になるケースが多い等、委員が経験した事案の発言が多く出される。 調査の課題について意見交換等行った。）

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法による賃借権設定の合意解約で、所有権を移転や借り手を変更するために行われたものであります。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

それでは報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和6年 第9回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時20分 閉 会